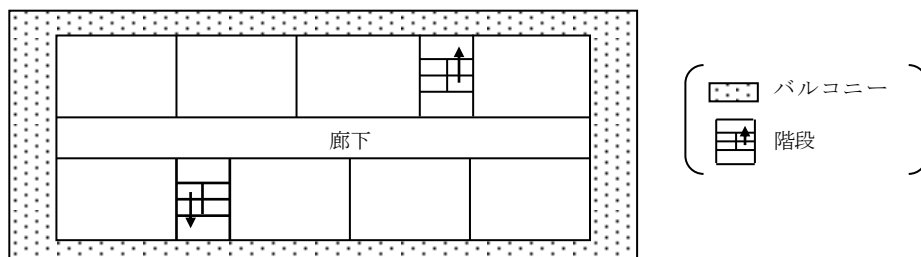


基準29 避難器具の設置個数の減免の取扱いに関する基準

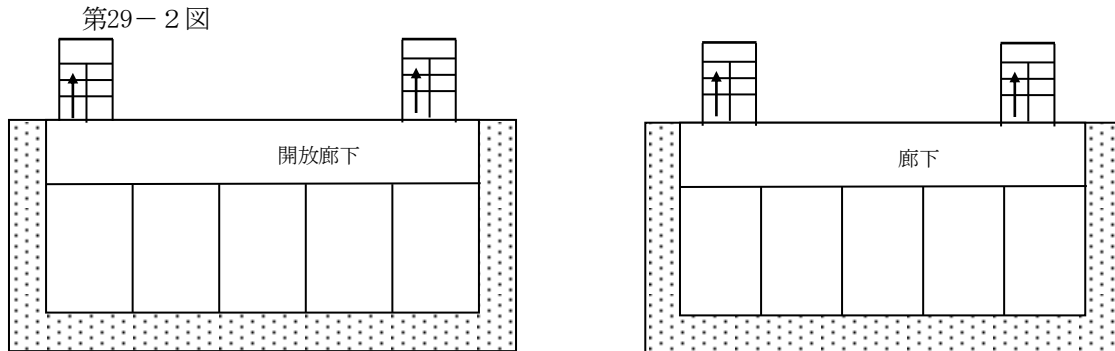
法令等に定める基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 規則第26条第3項の「渡り廊下」は、敷地内の上空に設けるものは幅員を1.2m以上とし、かつ、避難時の予想される荷重に十分耐えるものとする。こと。
なお、道路の上空に設ける渡り廊下は、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年7月11日国住指第1201号、国住街第80号）によること。（R4改正）
- 2 規則第26条第3項の規定は、渡り廊下により接続される2以上の防火対象物のそれぞれの階について、避難器具の設置個数を減ずることができる。
- 3 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるもの」（以下、この基準において「バルコニー等」という。）とは、開放廊下、ひさし、床又は構造体の突出部が該当する。
- 4 バルコニー等の構造は、次のいずれかによること。
 - (1) 傾斜がある場合は、次によること。
 - ア 耐火構造であること。
 - イ 避難時の予想される荷重に十分耐えるものであること。
 - ウ 直接外気に開放された、煙が充満しない構造であること。（R4追加）
 - エ 概ね2㎡以上であること。（R4追加）
 - オ 床面の傾斜が1/10以下であること。
 - カ 外壁、柱等の外面からの有効幅が80cm以上であること。
 - キ 周囲（内側を除く。）に床面からの高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網が設けられているか、又は外壁、柱等の床面からの高さが90cm前後の位置に手すり棒が設けられているものであること。
 - (2) 傾斜がない場合は、前号アからエまでによるほか、次によること。
 - ア 外壁、柱等の外面からの有効幅が50cm以上であること。◇
 - イ アの有効幅が80cm未満である場合には、前号キの手すり壁、さく若しくは金網又は手すり棒が設けられているものであること。
- 5 規則第26条第5項第1号への「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。この場合において、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は避難上障害となる物が置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は障害物を除去することができるときは、この基準において避難上有効なバルコニー等として取り扱う。
 - (1) 防火対象物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合（第29-1図参照）

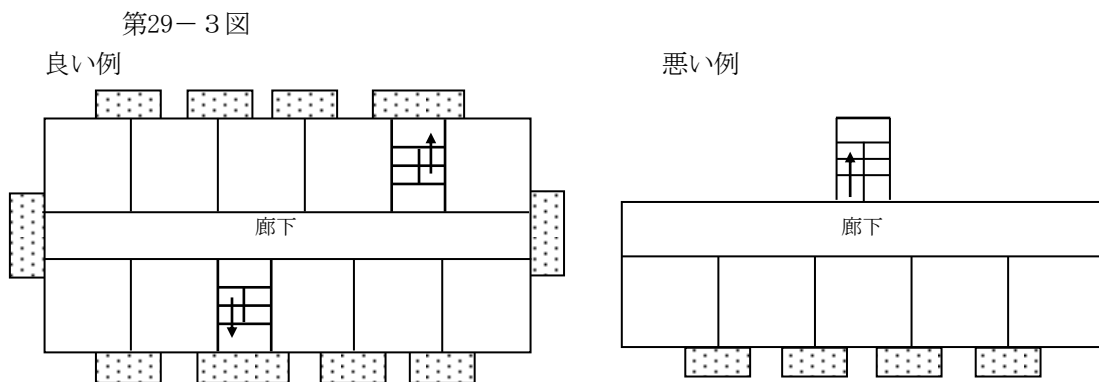
第29-1図



- (2) 防火対象物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この基準において「直通階段」という。）のうち、避難階段又は特別避難階段とした2以上のものに到達できる場合（第29-2図参照）



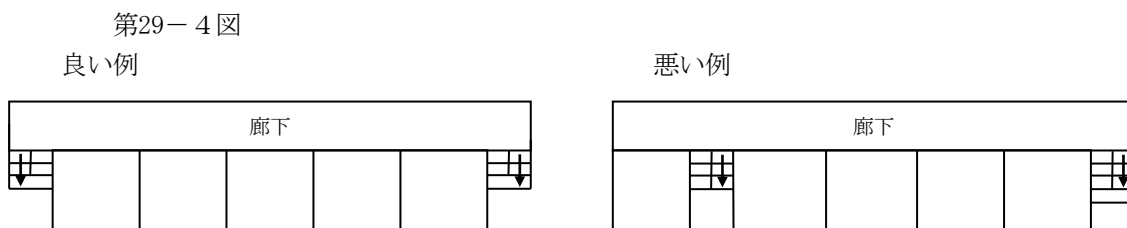
- (3) 防火対象物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室間を相互に連絡できるようなバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により、避難階段又は特別避難階段とした2以上の直通階段に到達できる場合（第29-3図参照）



6 規則第26条第5項第1号への「あらゆる部分」とは、すべての居室の出入口が該当する。

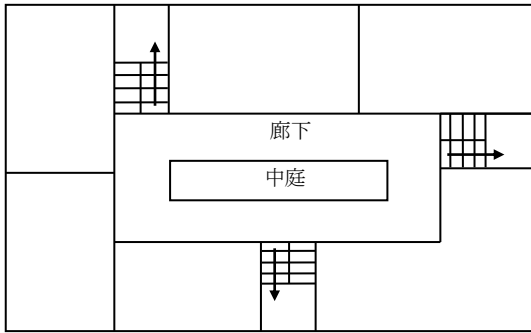
7 規則第26条第5項第1号への「2以上の異なる経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 防火対象物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第29-4図参照）



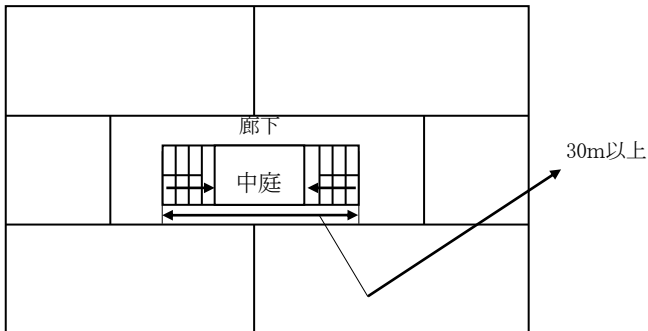
- (2) 防火対象物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられている場合（第29-5図参照）

第29-5図



- (3) 階段、エレベーター、便所等が防火対象物の中心部に集中したコア型式の防火対象物は、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられている場合（第29-6図参照）

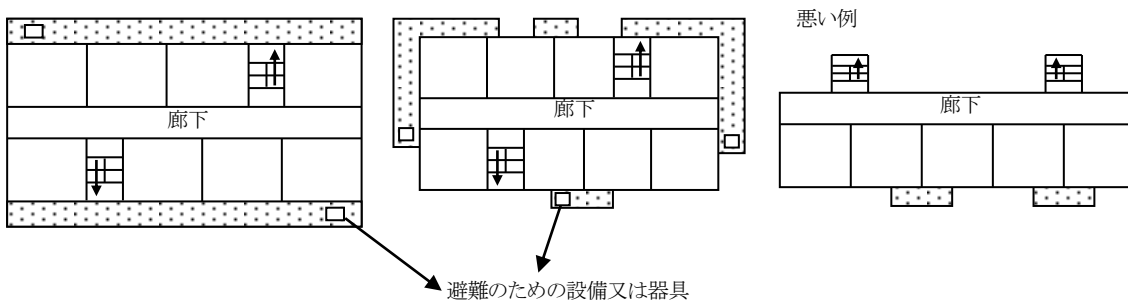
第29-6図



8 規則第26条第5項2号ロの「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次の各号をいう。

- (1) 第5項第1号及び第2号に掲げる場合
- (2) 防火対象物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合（独立したバルコニー等には、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。）（第29-7図参照）

第29-7図



- 9 規則第26条第5項第2号口の「その他の避難のための設備若しくは器具」及び同条第7項第3号の「その他避難のための設備又は器具」のうち、「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段、傾斜路等が該当し、「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等が該当する。
- 10 規則第26条第5項第2号口の「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」のうち、「設備」とは、渡り廊下等が該当し、「器具」とは、避難橋等が該当する。
- 11 建基令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超えて設けられた直通階段で、屋外に設けるものは、規則第26条第2項の規定を準用することができる。◇
- 12 規則第27条第1項第1号イの「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものが該当する。(R4追加)
- 13 特定1階段等防火対象物のうち、避難器具を設置する階が次のいずれかに該当する場合は、当該階に設置する避難器具について、規則第27条第1項第1号に規定する基準を適用しないことができる。
(H24追加)
- (1) 2階
 - (2) 避難階以外の階で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 特定用途に供される部分が存しない階
 - イ 特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の全てが基準24、第9、第2項の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合
 - ウ 避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられている部分
 - エ アからウに該当しないもののうち、特定用途に供される部分が存する階で、屋外階段が設けられている場合(R4追加)